

令和6年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられる社会保障の一つで、被保険者の皆さまの保険税と国からの公費で支えられています。

国民健康保険税は、医療分（被保険者の皆さまの医療費を賄うもの）、後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度への支援のためのもの）、介護納付金分（40～64歳の被保険者の皆さまに係る介護保険料）で構成されています。

町では、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増加に対応するため、国保税率を次のように改定します。

健全な財政運営を図るため、被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▶ 令和6年度国民健康保険税の税率等は次のとおりです。

			令和5年度 (改正前)	令和6年度 (改正後)
医療分	所得割	所得 ×	7.41 %	8.51 %
	均等割	被保険者1人当たり	29,993 円	32,588 円
	平等割	1世帯当たり	24,362 円	23,218 円
	限度額	1世帯当たり	650,000 円	同左
後期高齢者 支援金分	所得割	所得 ×	2.42 %	同左
	均等割	被保険者1人当たり	10,351 円	同左
	平等割	1世帯当たり	8,088 円	同左
	限度額	1世帯当たり	220,000 円	240,000 円
介護 納付金分	所得割	所得 ×	1.86 %	同左
	均等割	被保険者1人当たり	9,420 円	同左
	平等割	1世帯当たり	7,618 円	同左
	限度額	1世帯当たり	170,000 円	同左

※ 国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分（40～64歳の加入者のみ）の合計額となります。

※ 所得は令和5年中の総所得金額等の合計額から基礎控除 43 万円を差し引いた額です。

※ 上記の金額は年額です。年度途中で加入・脱退された場合は月割で計算します。

▶ 国民健康保険税(均等割・平等割)の軽減対象となる所得の基準は次のとおりです。

区分	令和5年度 (改正前)	令和6年度 (改正後)	内容
7割軽減	43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)	同左	据え置き
5割軽減	43 万円+(29 万円×被保険者数)+(10 万円×(給与所得者等の数-1))	43 万円+(29 万5千円×被保険者数)+(10 万円×(給与所得者等の数-1))	拡充
2割軽減	43 万円+(53 万5千円×被保険者数)+(10 万円×(給与所得者等の数-1))	43 万円+(54 万5千円×被保険者数)+(10 万円×(給与所得者等の数-1))	拡充

※ 未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までにある方)にかかる均等割額(1人あたりの金額)は5割軽減となります。(低所得者軽減が適用されている世帯は、軽減後(7・5・2割軽減)の額から5割軽減となります。)

国民健康保険税率の改定について

町国民健康保険は、平成30年度から財政運営の責任主体が京都府となり、財政基盤の安定化を図っています(国保の広域化)。

その運営に必要な財源(国保事業費納付金として、町が京都府へ支払います。)を確保するため、京都府は目安となる標準保険税率を示し、町ではこれを参考に国保税率を定めています。

国民健康保険は被保険者数が減少していますが、被用者保険に比べ年齢構成が高く、一人あたりの医療費が年々増加しています。

国保の広域化以降、財政調整基金を活用するなどし、国保税率の据置きを継続してきましたが、令和6年度から今後4年間で国保税率を段階的に引き上げ、京都府が示す標準保険税率に近づけていき、安定した財政運営を図っていく予定です。

今年度は、国保税率の改定その他、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額及び軽減判定所得を改正しています。

お問合せ：久御山町総務部税務課 (0774-45-3908/075-631-9926)
民生部国保健康課 (0774-45-3906/075-631-9913)